

○観音寺市市民医療費助成条例

観音寺市市民医療費助成条例

昭和51年 3月26日

条例第 1号

改正	昭和51年 5月25日条例第11号	昭和58年 1月20日条例第 1号
	昭和59年 3月26日条例第13号	昭和59年 9月20日条例第28号
	昭和59年12月25日条例第35号	平成 4年 3月27日条例第 8号
	平成 6年 3月28日条例第11号	平成 6年10月20日条例第29号
	平成11年 3月25日条例第14号	平成12年 6月21日条例第29号
	平成13年 3月27日条例第10号	平成16年 3月26日条例第 8号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者（児）、乳幼児及び母子の医療費の一部を助成し、もつてこれらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

一部改正〔昭和59年条例13号・平成 4年 8号・16年 8号〕

(受給資格)

第2条 この条例の規定により医療費の助成を受けることができる者は、本市に住所を有し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は第4条第1号から第5号までに定める社会保険による被保険者又は組合員及びその被扶養者であるものであつて規則で定める所得の限度額を超えない者のうち、次の各号の一に該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者を除く。

(1) 心身障害者（児） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害程度の等級が1級から4級までの者又は知的障害者相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所が判定を行つた知的障害者（児）のうち、療育手帳実施要領（香川県要領昭和49年4月1日施行。以下「要領」という。）に規定する中度以上の障害により療育手帳の交付を受けた者若しくは戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、同項第1号に規定する公務上の傷病により恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2、別表第1号表ノ3の第1款症・第2款症程度の障害がある者

(2) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日の属する月の末日までの乳幼児

(3) 母子 父子の子（現に扶養を受けていた母が死亡し、若しくは離婚し、又は生死不明（遺棄を含む。）である児童をいう。）又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は母等（20歳以上の未婚の姉が現に児童たる弟妹を扶養している場合の姉又は現に三親等内の児童を扶養している配偶者のない曾祖母、祖母若しくは伯（叔）母をいう。）とその20歳未満の児童

一部改正〔昭和51年条例11号・58年 1号・59年13号・35号・平成 4年 8号・ 6年11号・29号・11年14号・12年29号・13年10号・16年 8号〕

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、前条に規定する者又はその保護者等とする。

(助成の範囲)

第4条 市長は、次の各号の法律の規定により対象者が負担すべき額から高額療養費の給付、附加給付等を控除した額（老人にあつては、対象者が負担した額から相当額（老人保健法第25条第1項に規定する者が負担する額の例により算定した額）を控除した額。以下「助成金」という。）を支給する。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

一部改正〔昭和58年条例1号・59年28号・35号・平成6年29号・12年29号〕

（助成金の支給方法）

第5条 助成金は月を単位とし、次の各号により支給する。

(1) 心身障害者（児）、乳幼児及び母子の医療費の助成は、市長と契約した医療機関等に助成金を支払うことにより行う。

(2) 前号の規定にかかわらず、老人保健法の適用を受ける者に対する医療費及び訪問看護療養費については、対象者に支払うことにより医療費の助成を行う。また、その他市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に助成金を支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

2 前項第1号の規定による支払いがあつたときは、当該医療を受けた者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。

一部改正〔昭和58年条例1号・59年13号・平成4年8号・6年29号・16年8号〕

（請求期間）

第6条 助成金の請求期間は、診療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内とする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他の不正行為によりこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 観音寺市乳児の医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第26号）、観音寺市高齢者の医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第27号）及び観音寺市中心身障害者（児）の医療費の助成に関する条例（昭和49年条例第7号）は、廃止する。

3 前項各条例の規定に基づき支給すべきであつた助成金については、なお従前の例による。

4 平成13年4月1日から平成15年3月31日までの間、第2条第1号の規定の適用については、同号中「68歳以上の老人」とあるのは「昭和6年4月2日以後昭和8年3月31日以前に生まれた者」と読み替えるものとする。

追加〔平成13年条例10号〕

附 則（昭和51年5月25日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年1月20日条例第1号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月26日条例第13号）

1 この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

2 改正後の観音寺市市民医療費助成条例第2条第1号、第2号及び第4号に係る所得制限に関する規定は、昭和59年7月1日から適用する。

附 則（昭和59年9月20日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成4年3月27日条例第8号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日条例第11号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日以後に受けた医療に対する医療費の支給について適用する。

附 則（平成11年3月25日条例第14号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月21日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第10号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第8号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

観音寺市市民医療費助成金支給申請書

- 重度心身障害者等
 乳幼児
 母子家庭等

下記の一部負担金を支払いましたので、一部負担額に係る医療費を支給されたく申請します。

受給者	受給資格者証番号				
	住所	観音寺市	町	丁目	番 号 番地
	氏 名				男 女
	生年月日	昭和・平成	年	月	日
被保険者	氏 名				

観音寺市長 殿

平成 年 月 日

(医療機関等記入欄)

申請者氏名

印

診療報酬等による一部負担額 (平成 年 月分)	保 険 の 種 類	政 船 ・ 日 共	・ 組	[本人 扶養]	・ 国	[一般 退職]
----------------------------	-----------	-----------	-----	-----------	-----	-----------

区 分	入 院	入 院 外
診療報酬点数	点	点
他法負担額	点	点
保険者負担点数 (高額医療分を除く)	点	点
区 一部負担額 (本人負担額) ① (注1)	円	円
分 入院時食事療養費に係る標準負担額②	円	
入院開始年月日 (注2)	平成 年 月 日・継続	
本月の入院継続日数及び通院日数	日	日

証明年月日 平成 年 月 日	医療機関コード	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
医療機関等の所在地 及び名称開設者氏名												

印

- 注1 医療に係る一部負担金を①欄に、入院時食事療養費に係る標準負担額を②欄にそれぞれ分けて記入して下さい。
- 注2 入院開始年月日欄には、入院開始月については入院年月日を記入し、前月から引き続き入院している場合には、継続に○印をつけて下さい。

市事務処理欄

本人負担額 A ①+②	高 額 医 療 保 険 者 負 担 額 B	付 加 給 付 額 C	支 給 決 定 額 D D=A-(B+C)

受付年月日

観音寺市市民医療費助成金支給申請書

重度心身障害者等

下記の一部負担金を支払いましたので、一部負担額に係る医療費を支給されたく申請します。

受給者	受給資格者証番号			
	住所	観音寺市	町	丁目 番 号 番地
	氏名			男 女
	生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日
被保険者	氏名			

観音寺市長 殿

平成 年 月 日

(医療機関等記入欄)

申請者氏名

印

診療報酬等による一部負担額 (平成 年 月分)	保 険 の 種 類	政 船	日 共	組	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養	国 (一般)
区 分	入 院	入 院 外				
総医療費 (入院時食事療養費は除く)	円	円				
一部負担額 (本人負担額) ① (注1)	円	円				
入院時食事療養費に係る標準負担額 ②	円	円				
入院開始年月日 (注2)	平成 年 月 日	・継続				
本月の入院継続日数及び通院日数	日	日				
一部負担金の減額及び免除の有無	減額・免除 (該当する場合に○印をつける)					
		医療機関コード				<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
証明年月日	平成 年 月 日					
医療機関等の所在地 及び名称開設者氏名						印

注1 医療に係る一部負担金を①欄に、入院時食事療養費に係る標準負担額を②欄にそれぞれ分けて記入して下さい。

注2 入院開始年月日欄には、入院開始月については入院年月日を記入し、前月から引き続き入院している場合には、継続に○印をつけて下さい。

注3 総医療費は、必ず記入して下さい。(診療報酬点数×10円)

市事務処理欄

本人負担額 A ①+②	高 額 医 療 老 保 負 担 額 B	支給決定額 C C = A - B

受付年月日

観音寺市市民医療費助成金支給申請書

重度心身障害者等

下記の一部負担金を支払いましたので、一部負担額に係る医療費を支給されたく申請します。

受給者	受給資格者証番号			
	住所	観音寺市	町	丁目 番号 番地
	氏名			男 女
	生年月日	明治 大正 昭和	年	月 日
被保険者	氏名			

観音寺市長 殿

平成 年 月 日

(医療機関等記入欄)

申請者氏名

印

診療報酬等による一部負担額
(平成 年 月分)

保険の種類 政・日・組 [本人扶養] ・ 国 (一般)
船・共

区 分	入 院	入 院 外
総医療費(入院時食事療養費は除く)	円	円
一部負担額(本人負担額) ① (注1)	円	円
入院時食事療養費に係る標準負担額②	円	
入院開始年月日 (注2)	平成 年 月 日・継続	
本月の入院継続日数及び通院日数	日	日
一部負担金の減額及び免除の有無	減額・免除 (該当する場合に○印をつける)	
を番区一 つ号分部 けに一負 る○該担 〜印当金	大病院→ 病院・診療所→ 薬局(注3)→	1. 病200以上(院外処方有) 2. 病200以上(院外処方無) 3. 病200未満又は診定率(院外処方有) 5. 診定額 4. 病200未満又は診定率(院外処方無) 6. 病200以上 7. 病200未満 8. 診定額

医療機関コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

証明年月日 平成 年 月 日

医療機関等の所在地
及び名称開設者氏名

印

- 注1 医療に係る一部負担金を①欄に、入院時食事療養費に係る標準負担額を②欄にそれぞれ分けて記入して下さい
 注2 入院開始年月日欄には、入院開始月については入院年月日を記入し、前月から引き続き入院している場合には、継続に○印をつけて下さい。
 注3 薬局の場合は処方せんを発行した医療機関の該当区分番号に○印をつけて下さい。

市事務処理欄

本人負担額 ① + ②	A	高額医療 老保負担額	B	支給決定額 C = A - B	C

受付年月日

様式第7号

- 1 心身障害者 (児)
- 2 乳 幼 児 医 療 費 請 求 書
- 3 母 子

観音寺市長 殿

下記のとおり実施したので、請求します。

記

(平成 年 月診療分)

保 険 診 療 総 点 数	点
他 法 負 担 点 数	点
一 部 負 担 金 額	円
入院時食事療養費に係る 標 準 負 担 額	円
請 求 金 額	円

(振込口座 銀行 支店 普通 預金 No.)

平成 年 月 日

医療機関

住 所

氏 名

印

1 心身障害者 (児)
2 乳母 兄弟

医療費受給者別一覽表

医療機関コード

No. _____

平成 年 月 診療分

医療機関名

番号	受給者番号	受給者氏名	総点数	請求額	入院開始年月日	入院継続日数	入院時食事療養費	薬剤一部負担額	附加給付 ※	高額療養費 ※	備考
1											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
2											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
3											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
4											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
5											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
6											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
7											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
8											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
9											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
10											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
11											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
12											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
13											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
14											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
15											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
16											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
17											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
18											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
19											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
20											社本・社扶・国 (一般・退本・退扶)
小計			点	円			円	円	円	円	

(注) ※印は、記入しないでください。